

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 17日

八 戸 市 長 殿



提出者

住 所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

氏 名 大平洋金属株式会社
代表取締役 青山 正幸
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3201-6681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大平洋金属株式会社
事業場の所在地	青森県八戸市大字河原木字遠山新田5-2
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	鉄鋼業(高炉によらない鉄鋼業)
② 事業の規模	売上高(令和3年4月～令和4年3月) 571億円
③ 従業員数	416名(令和4年3月31日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1、2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙3のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

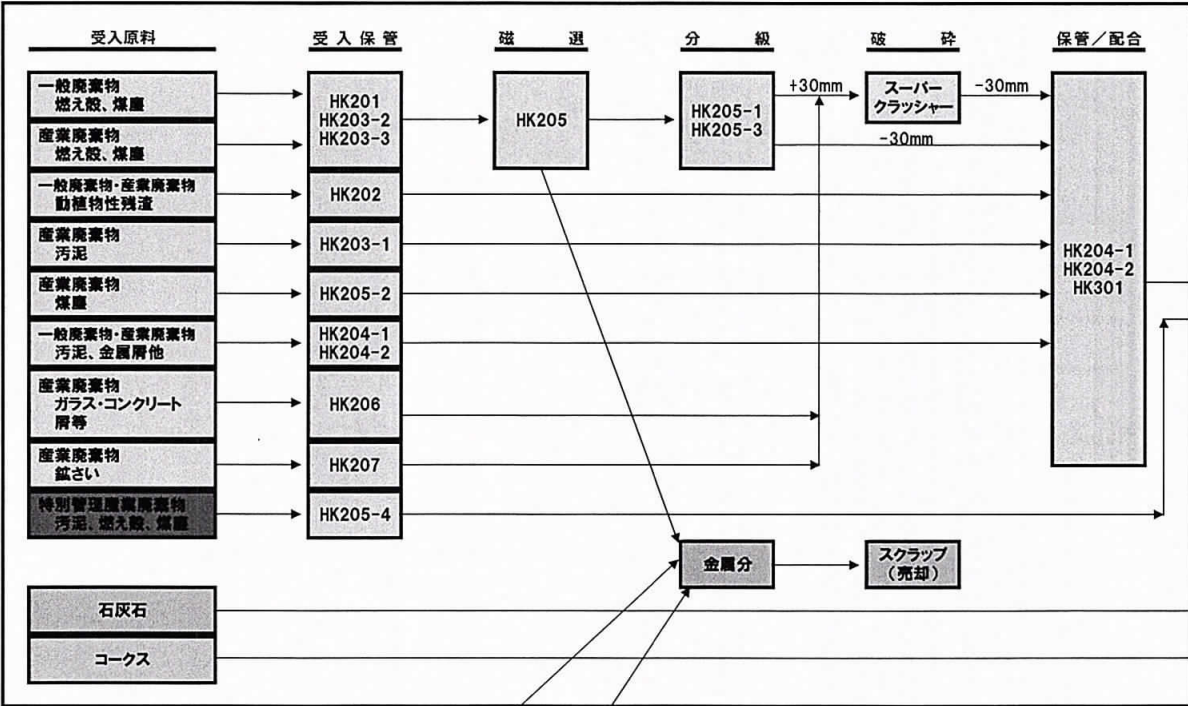
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

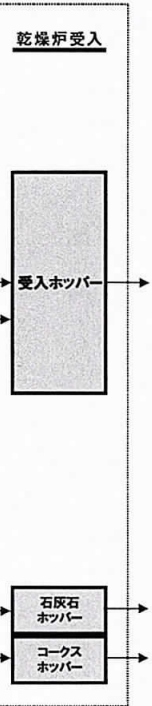
②計画	【目標】 別紙4のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全 処 理 委 託 量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】別紙4のとおり	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設の処理フロー

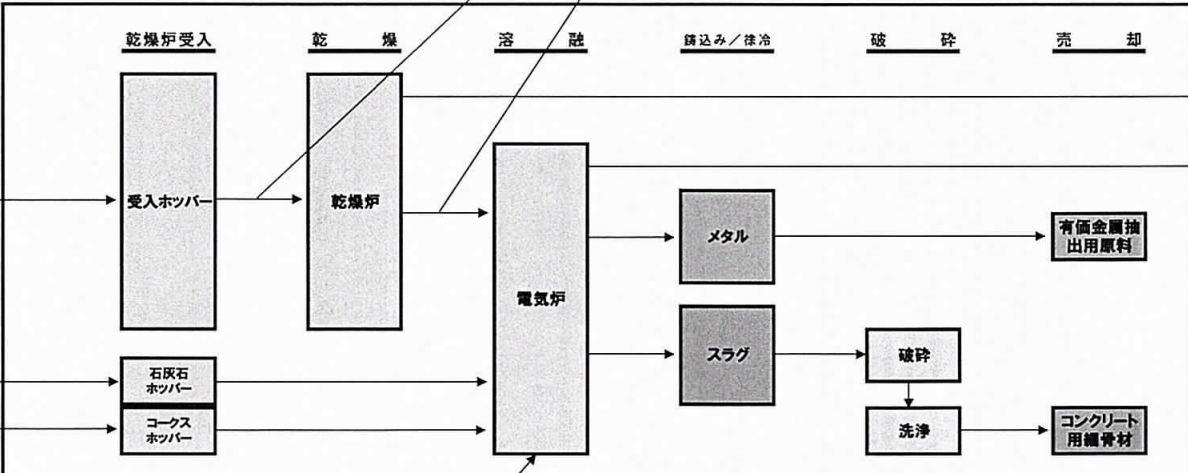
保管・分級施設



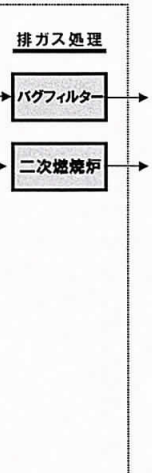
乾燥・溶融施設



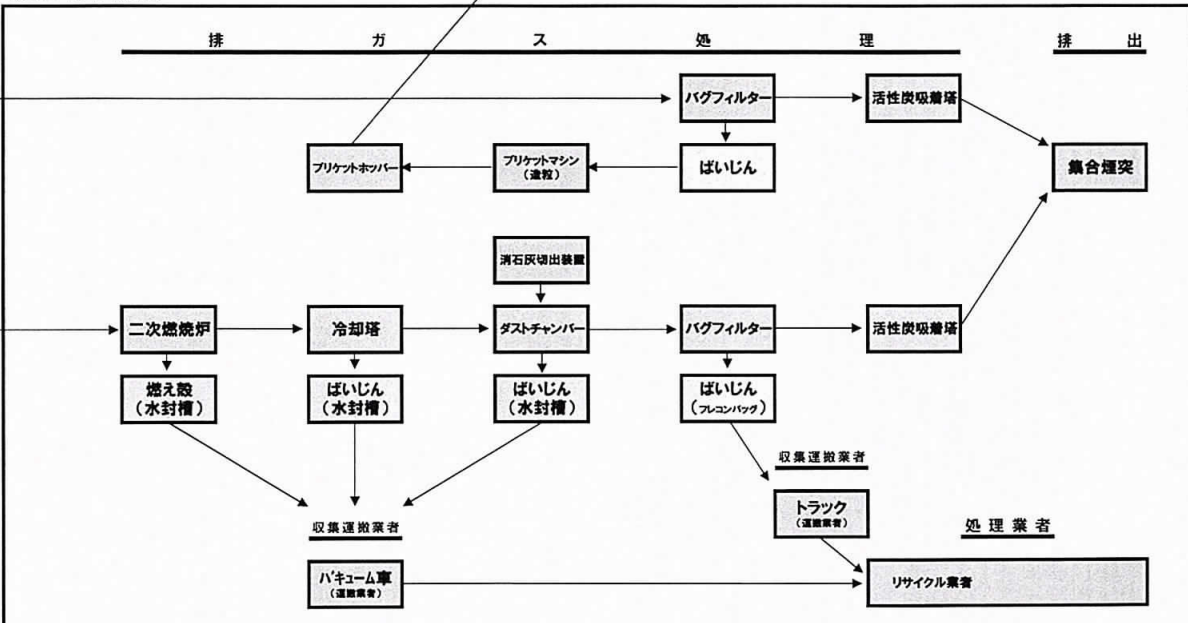
乾燥・溶融施設



排ガス処理施設



排ガス処理施設



廃棄物の一連の処理の工程

1. 当社から排出される廃棄物は、以下の4種類です。

- ①事業系一般廃棄物である、可燃ゴミ、緑地帯の刈草等
- ②焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設から排出される燃え殻（特管）、ばいじん（特管）
- ③品質・環境管理部から排出される廃酸（特管）、廃アルカリ（特管）、廃油（特管）
- ④自社生産工程またはその他の工程より発生した産業廃棄物で、主なものとして梱包材やコンベアベルト等の廃プラ類及び廃蛍光灯等及び廃PCB等（特管）

以下に①～④までの処理の工程について記載します。

1) 事業系一般廃棄物

- ・可燃ゴミ及び刈草等

処理業者へ依頼、処理して頂いています。

2) 焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設から排出される特別管理産業廃棄物

- ・燃え殻（汚泥状）

二次燃焼炉下部に設置した水槽から回収されるもので、成分は塩分濃度が高く、金属酸化物が主体です。水槽の堆積物である事から含水率が高く、バキューム車にて運搬されます。この廃棄物は鉛が1%程度含有する事から特別管理産業廃棄物として委託処理しています。

- ・ばいじん（汚泥状）

冷却塔、ダストチャンバー下部に設置した水槽から回収されるもので、成分は塩分濃度が高く、金属酸化物が主体です。水槽の堆積物である事から含水率が高く、バキューム車にて運搬されます。この廃棄物は鉛が1%程度含有する事から特別管理産業廃棄物として委託処理しています。

- ・ばいじん（粉状）

バグフィルターから回収されるもので、成分は金属酸化物が主体で、粉状である事からフレコンバッグに回収し運搬されます。この廃棄物は鉛が1%程度含有する事から、特別管理産業廃棄物として処理しています。

- ・上記3種類の特管廃棄物は、非鉄金属精錬会社にて脱塩処理後、焼結機にて焼結し、ISP溶鋳炉にて溶解後、有用金属は回収、スラグはセメント原料等となっています。

3) 品質・環境管理部から排出される特別管理産業廃棄物

品質・環境管理部からは、化学分析で使用された廃酸、廃アルカリ、廃油が発生します。発生量は少ないものの特別管理産業廃棄物であるため、処理業者に処理を依頼しています。

4) 生産工程またはその他工程により発生した産業廃棄物

産業廃棄物の種類別に分別し、処理業者に処理を依頼しています。

特別管理産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	IMS 管理責任者 (処分課程修了者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	IMS 推進委員会 (QMS、EMS、OH&S の統合委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理の推進等について必要な事項を検討する。 ・ 委員長：安全衛生管理部長 ・ 委員：IMS 推進委員（各課長級社員） ・ 事務局：IMS 事務局
担 当 部 署	廃棄物受託担当 (リサイクル事業部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の受入可否の判断 ○ 廃棄物受入に係る計画及び契約 ○ 廃棄物由来製品である溶融スラグの販売 ○ マニフェストの管理
	廃棄物委託担当 (リサイクル事業部／調達部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物委託契約 ○ マニフェストの管理
	廃棄物処理担当 (リサイクル事業部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物保管施設の維持管理 ○ 廃棄物処理施設の維持管理 ○ 廃棄物の適正処理状況の管理
	廃棄物管理担当 (品質・環境管理部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の受入可否の判断 ○ 廃棄物に関する管理状況の把握と指導 ○ 廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他、廃棄物に係る事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制、処理の委託に関する事項

(1) 基本的事項

当社の主力事業は、フェロニッケルの生産ですが、その一方、廃棄物処理業も営んでいます。廃棄物処理業の内容は、フェロニッケルの生産技術を利用した熔融処理であり、污泥（無機性に限る）、ばいじん等多くの廃棄物の処理が可能です。

当社から排出される廃棄物は、可燃ゴミ、緑地帯の刈草などの事業系一般廃棄物、生産工程及びその他工程より排出される産業廃棄物（廃蛍光灯、変圧器撤去時に発生する廃 PCB 等含む）、廃棄物処理施設から排出される燃え殻（污泥状）、ばいじん（污泥状、粉状）並びに、品質・環境管理部から排出される廃酸、廃アルカリ、廃油です。上記に記載される特別管理産業廃棄物に分類される廃棄物は電子マニフェストを使用（廃 PCB を除く）し委託しています。

(2) 廃棄物処理施設

当社は、焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設の廃棄物処理施設を設置しています。

焼却灰・ホタテ貝殻リサイクル施設では、廃棄物を処理するに当たってその重量の 10%程度が燃え殻あるいは、ばいじんとして排出されます。この理由は、受託廃棄物の多くは燃え殻、ばいじんであり、それらには低沸点金属である亜鉛、鉛が含まれています。当社の廃棄物処理は熔融処理であることから、それら低沸点金属は熔融時に蒸気となり、それらが冷却して亜鉛、鉛濃度の高い燃え殻、ばいじんとして排出されます。つまり、受託廃棄物量が増えるに従い、その一定割合が廃棄物として排出されることとなります。これらの廃棄物は、亜鉛、鉛濃度が高いことから、非鉄金属精錬会社にて亜鉛の原料として有効利用されています。よって、当社における廃棄物処理は、廃棄物の減量化と再資源化であるといえます。

(3) 品質・環境管理部

品質・環境管理部から発生する特別管理産業廃棄物は、化学分析に使用した、廃酸、廃アルカリ、廃油ですが、これらは全て回収後、廃棄物処理業者に処理を依頼しています。

・ 令和 3 年度実績

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（污泥状）	ばいじん（污泥状）	ばいじん（粉状）	廃酸
排出量	48.9	48.9	45.0	1.9
全処理委託量	48.9	48.9	45.0	1.9
再生利用業者への処理委託量	48.9	48.9	45.0	1.9

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃 PCB 等
排出量	0.1	0.1	100.7
全処理委託量	0.1	0.1	100.7
再生利用業者への処理委託量	0.1	0.1	100.7

・令和4年度計画

単位：t

特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻（汚泥状）	ばいじん（汚泥状）	ばいじん（粉状）	廃酸
排出量	26.2	26.2	25.7	2.5
全処理委託量	26.2	26.2	25.7	2.5
再生利用業者への処理委託量	26.2	26.2	25.7	2.5

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	廃PCB等
排出量	0.1	0.1	1.1
全処理委託量	0.1	0.1	1.1
再生利用業者への処理委託量	0.1	0.1	1.1